

議案第42号

専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により、これを本議会に報告して承認を求める。

平成17年9月15日

鳥取県知事 片 山 善 博

(1) 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、平成17年度
鳥取県一般会計補正予算について、次のとおり専決処分をする。

平成17年8月8日

鳥取県知事 片 山 善 博

平成17年度鳥取県一般会計補正予算

平成17年度鳥取県の一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ556,649千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ397,228,791千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
9 国庫支出金		千円 58,713,771	千円 556,649	千円 59,270,420
	3 委 託 金	1,159,127	556,649	1,715,776
歳 入 合 計		396,672,142	556,649	397,228,791

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総 務 費		千円 25,586,040	千円 556,649	千円 26,142,689
	5 選 挙 費	28,135	556,649	584,784
歳 出 合 計		396,672,142	556,649	397,228,791